

11月5日から22日(金)まで支援や手続きを案内する相談窓口を開設しています(土・日曜日を除く)。
時間…午前9時～午後5時 会場…市役所本庁舎1階

ひとり親家庭等医療費支給の特例措置

こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

被災により住宅・家財等の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、資格停止を資格認定に変更できます。

特別児童扶養手当の特例措置

こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

被災により住宅・家財等の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、支給停止を解除できます。

児童扶養手当の特例措置

こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218

被災により住宅・家財等の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、一部支給または全部停止を全部支給に変更できます。

母子父子寡婦福祉資金の償還猶予

こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218

資金を償還中の方は、支払いの猶予を受けることができます。

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の災害等に係る特例措置

障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033

被災により、住宅・家財等の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、支給停止を解除できます。

育英資金の返済猶予

教育総務課 ☎224-6074 ☎224-5086

資金を返済中の方は、返済の猶予を受けることができます。

就学援助費の支給

教育財務課 ☎224-6083 ☎224-5086

被災により小中学校の就学費の負担が困難になった保護者は、給食費や学用品費等の援助を受けることができます。

被災家屋の消毒

食品・環境衛生課 ☎227-5103 ☎224-2261

床上・床下浸水などの被害を受けた家屋を消毒します。

浸水の影響を受けた家財等の処分

環境施設課 ☎239-6901 ☎239-6903

浸水被害を受けたご家庭の災害ごみの持ち込み手数料が免除されます。

水道料金等の減免

給水サービス課 ☎223-3071 ☎223-0208

床上浸水または床下浸水の被害を受けた方は、11月・

12月検針分の水道料金および下水道使用料の減免を受けることができます。手続きは不要です。

浸水住宅等の排水処理費補助金

防災危機管理室 ☎224-5554 ☎225-2895

床上浸水または床下浸水した住宅で、床下の排水作業を行った場合、その費用の一部について補助を受けられる場合があります。

被災した住宅の応急修理

建築指導課 ☎224-5974 ☎225-9800

災害救助法に基づき、「半壊」、「準半壊」または「大規模半壊」の被害を受けた住家について、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理を受けることができます。

仮住まいの貸出し

建築住宅課 ☎224-6049 ☎224-8965

浸水被害による住宅の改修のため、一時的な仮住まいを必要とする方に、市営住宅・県営住宅を貸し出します。

*被害認定が全壊の方は、災害救助法の適用により、「応急仮設住宅」の制度を利用することもできます。ただし、「住宅の応急修理」とは併用できません。

建築確認申請手数料の免除

建築指導課 ☎224-5974 ☎225-9800

被害を受けた住宅を建て替える際に、建築確認申請手数料が免除される場合があります。

日赤災害救援物資配布

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

被災状況に応じ、布団等の物資を配布します。

災害弔慰金の支給

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

災害により亡くなった方の遺族は、災害弔慰金を受けることができます。

災害障害見舞金の支給

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

災害により重度の障害を受けた方は、災害障害見舞金を受けることができます。

災害援護資金の貸付

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

災害によって負傷または住居、家財の損害を受けた方に生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

経営安定資金(大臣指定等貸付・知事指定等貸付)

川越商工会議所 ☎229-1850 ☎225-2101

市内で被災した中小企業の方を対象に、災害復旧のために必要な設備および運転資金の貸し付けを受け付けます。

令和元年台風第19号により被災された方へ

事前に「り災証明書」または「被災証明書」の交付申請をしておく必要がある制度もあります。制度によって、対象となる要件や必要な書類などが異なります。詳しくは、各担当課にお尋ねいただくか市ホームページを確認してください。なお、被災された方が受けられる各種制度をまとめたパンフレットを、臨時市民相談窓口で配布しています。

り災証明書等の交付

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

公的支援や保険金等の請求をする際に必要な、り災証明書等の交付を受けることができます。

対象…住家、家屋、設備、家財等に被害を受けた方
証明書の種類

- り災証明書…「全壊」「半壊」など、住家の被害の程度を証明する物で、公的支援を受ける際に必要
 - 被災証明書…家屋や家財、車両等が被害を受けたことを証明する物
 - り災(被災)届出証明書…災害により被害を受けた物について、被害の状況を市長に届け出たことを証明する物
- 申請方法…同課(本庁舎1階)または市ホームページにある申請書に必要事項を記入し、郵送または直接同課(郵送の場合は、〒350-8601川越市役所福祉推進課)

受けられる各種支援制度

災害見舞金の支給

福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

住居の床上浸水または半壊以上の被害を受けた世帯等は災害見舞金を受けることができます。手続きは不要です。

市民税・県民税の減免

市民税課 ☎224-5640 ☎226-2540

居住している家屋が床上浸水により被害を受けた場合、その家屋の所有者(賃貸物件の場合は借り主)に掛かる市民税・県民税の減免を受けることができます。

所得税等の軽減・免除等

川越税務署 ☎235-9411

被害の程度によって、所得税等が軽減・免除される場合や、納税の猶予を受けることができます。

固定資産税・都市計画税の減免

資産税課 ☎224-5642 ☎226-2539

被害を受けた家屋や償却資産に係る固定資産税・都市計画税の税額の全部または一部について減免を受けることができます。

市税等の徴収猶予

収税課 ☎224-5691 ☎226-2538

財産に被害を受け、市税等を納付できないときは、1年以内の期間に限り、市税等の納付の猶予を受けることができます。

税関係証明交付手数料の免除

市民税課 ☎224-5637 ☎226-2540

資産税課 ☎224-5642 ☎226-2539

収税課 ☎224-5686 ☎226-2538

被災し、その復旧のために使用する場合は、交付手数料

料を免除します。

住民票の写し等の交付手数料の免除

市民課 ☎224-5742 ☎226-5091

被災し、その復旧のために使用する場合は、住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付手数料を免除します。
通知カード、マイナンバーカードの再交付手数料の免除

市民課 ☎224-5744 ☎225-5371

被災によりマイナンバーカード等を破損、消失した場合、再交付手数料を免除します。

国民健康保険税の減免

国民健康保険課 ☎224-5833 ☎224-7318

国民健康保険に加入している世帯の世帯主で、居住している家屋が床上浸水の被害を受けた方は、保険税の減免を受けることができます。

国民健康保険一部負担金の免除

国民健康保険課 ☎224-5836 ☎224-7318

国民健康保険に加入している方で、居住している家屋が床上浸水の被害等を受けた場合は、一部負担金の免除を受けることができます。

後期高齢者医療保険料の減免

高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318

居住している家屋等が床上浸水等の被害を受けた方は、保険料の減免を受けることができます。

後期高齢者医療一部負担金の免除

高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318

居住している家屋等が損壊等の被害を受けた方は、一部負担金の免除を受けることができます。

介護保険料の減免

介護保険課 ☎224-5817 ☎224-5384

床上浸水の被害を受けた方は、保険料の減免を受けることができます。

介護サービス事業所等の利用料の免除

介護保険課 ☎224-6402 ☎224-5384

介護保険の被保険者で、床上浸水等の被害を受けた方は、利用料の免除を受けることができます。介護保険施設等での食費・居住費は対象外です。

国民年金保険料の免除

市民課 ☎224-5764 ☎226-5091

住宅等の財産が一定の被害を受けた方は、保険料の免除を受けることができます。

利用者負担額(保育料)の軽減

保育課 ☎224-5827 ☎223-8786

被害の程度によって、利用者負担額(保育料)の減免等を受けることができます。